

平成17年度日本学生支援機構「特に優れた業績による 返還免除」の申請について

平成16年度から、大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生で、本年度中に振込みが終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。在学中に特に優れた業績をあげた者として、各研究科長等を経由して、東京大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に、課程別対象者の上限3割までが奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。

申請希望者は、下記のとおり書類を作成し申請してください。

1. 対象者

平成16年度・17年度に第一種奨学生に採用された大学院学生で、本年度中に貸与を終了（標準修業年限修了・短縮修了・退学・辞退等）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者。 注1)

2. 申請場所：所属する研究科等の奨学金担当係

3. 申請期間

1月上旬～2月中旬の予定ですが、研究科等（各専攻）によって異なります。提出締切日は各研究科等の奨学金担当係に必ず確認してください。）

4. 申請手順

- ①「業績優秀者返還免除申請書（様式1）」を所属する研究科等で受け取る。
- ②「業績優秀者返還免除申請書（様式1）」に必要な事項を記入・押印のうえ、必ず業績証明資料を添付する。（Excel用紙に直接入力可、修正液使用は不可です。）
 - ・ ■指導教員等の推薦理由欄については、指導教員等に作成をお願いしてください。
 - ・ ■教育研究活動等の業績欄は該当するものにレ印を一つ以上付してください。
- ③「業績優秀者返還免除申請書（様式1）」及び業績証明資料は、所属する研究科等の奨学金担当係で必要提出部数を確認のうえ提出してください。

注1) 平成18年度貸与期間が残る者で平成18年4月以降の奨学金を継続しない者（辞退・退学予定者）は、異動願（辞退）を作成し、各研究科等の奨学金担当係で研究科長印を押印してもらい2月末日までに「学生部生活支援課奨学チーム（奨学金担当）」に提出してください。

注2) 業績優秀者返還免除申請者で返還誓約書の提出がない者については、日本学生支援機構で業績免除が不認定とされる場合があります。学生部生活支援課奨学チームへの返還誓約書の提出締切日は、次のとおりです。

・平成18年3月満期貸与終了者：平成17年12月16日（金）

（提出が遅れる場合も受け取りますので、生活支援課奨学チームに必ず連絡してください。）

・平成18年4月から退学・辞退・短縮修了等を予定し、2月末日までに異動願を提出した貸与終了者：平成18年 4月14日（金）

注3) 認定結果通知は、日本学生支援機構または本学から平成18年6月上旬頃に通知予定です。半額免除または不認定となった場合は、リレー口座に加入してください。

学生部生活支援課
平成18年 1月 6日